令和７年10月改訂

Fujieda Local SDGs

発達の支援が必要なお子さんとご家族のための

発達支援ガイドブック

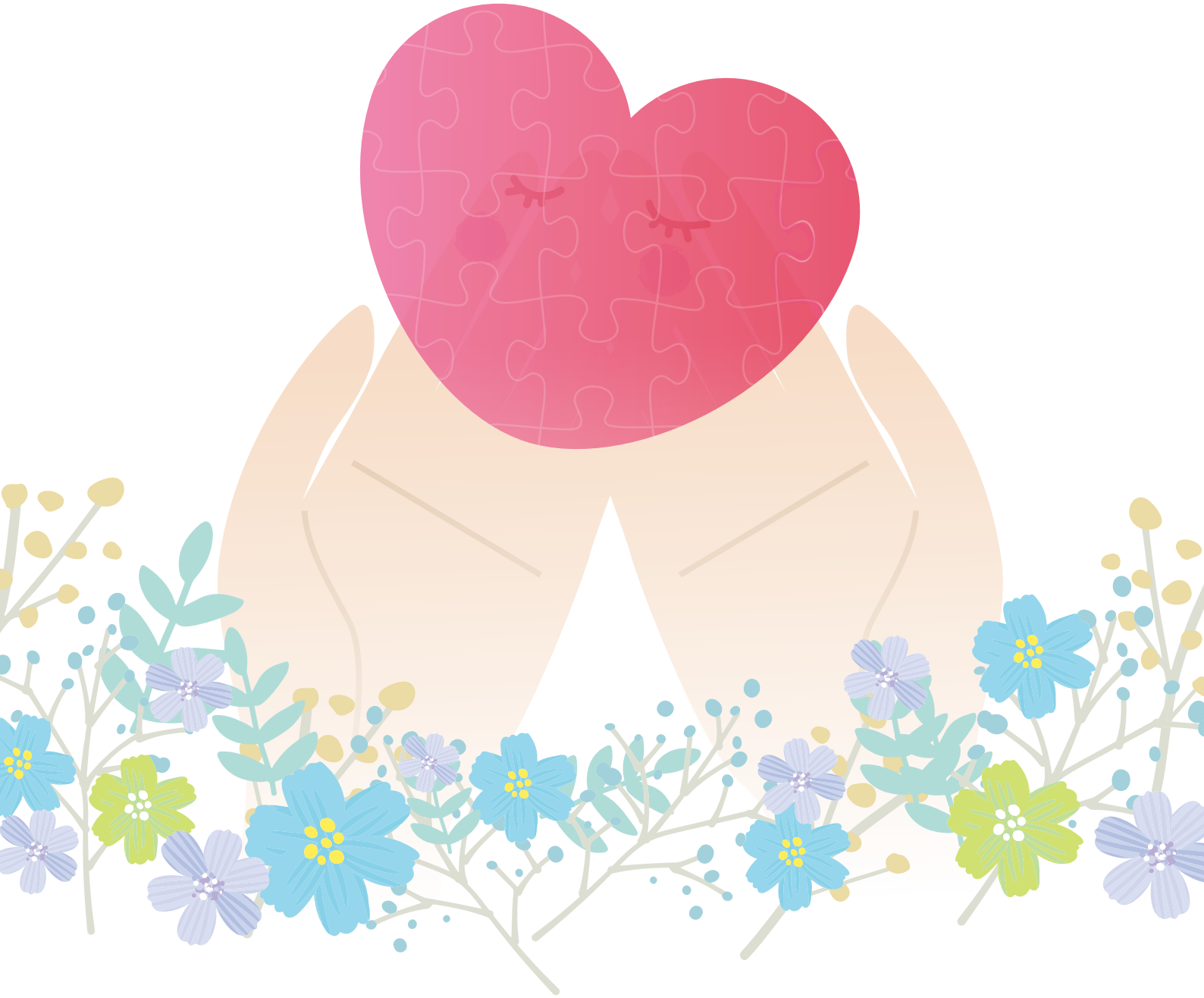

4月2日～8日　発達障害啓発週間

藤枝市
Fujieda City

～「途切れのない発達支援」を目指して～

❖藤枝市では、令和５年４月１日、こども家庭庁のスタートと共に、「こども家庭センター」が県内で一早く設置され、青年期から成人期に至る将来を見据えた発達支援体制の充実・強化を図るとともに、これまで以上に、保健・医療・教育・福祉・就労等の関係機関がより一層の連携・役割分担をすることにより、「途切れのない発達支援」の深化を目指して全力で取り組んでいるところです。

❖本市における“発達に課題のあるこども”とは、保健・医療・教育・福祉等の幅広い領域において、“早期から支援を必要とするこども”としており、こどもの個性を認め、一人ひとりが心豊かに、のびのび育つよう、「藤枝型発達支援システム行動計画」に基づき、様々な事業を展開してまいりましたが、藤枝市における全てのこども・若者が、障害の有無にかかわらず安全・安心に生活できる環境づくりを進める観点より、令和７年３月に策定いたしました「藤枝市こども計画」に、「発達支援」をこども政策の主要事業の一つとして位置づけました。

❖このガイドブックは、「保護者の方が抱えている子育てへの悩みや不安を少しでも和らげ、笑顔あふれた生活を送ることができるように…」という思いから生まれました。困った時に相談できる場所や、お子さんに対する理解を深めることができるよう、情報をまとめました。お子さんやご家族のサポートの１つとして役立てていただけたら幸いです。

もくじ

１．発達支援～目的地まで色々とある支援の場～

◆０～３歳児 …… ２～３

◆就園～就学前 …… ４

◆小学校入学後 …… ５

◆就労への支援 …… ６

２．身近な応援機関

◆発達障害者支援センター（COCO） …… ７

◆藤枝市こども課 …… ８

◆藤枝市こども発達支援課 …… ８

◆藤枝市障害福祉課 …… ８

◆藤枝市教育政策課（教育委員会） …… ８

◆藤枝市こども・若者支援課 …… ９

◆藤枝市保健センター（こども課子育て包括支援係） …… ９

◆児童発達支援センター（ガゼルの森） …… ９

３．ご家族のみなさまへ …… １０

４．児童通所支援とは？ …… １１

５．対象児童と利用できる日数について …… １２

６．サービス利用にかかる費用について …… １３～１４

７．申請前の準備と申請に必要なもの …… １５

８．サービスの利用までの流れについて …… １６～１７

９．支援計画の共有について …… １８

1．発達支援 ～目的地まで色々とある支援の場～

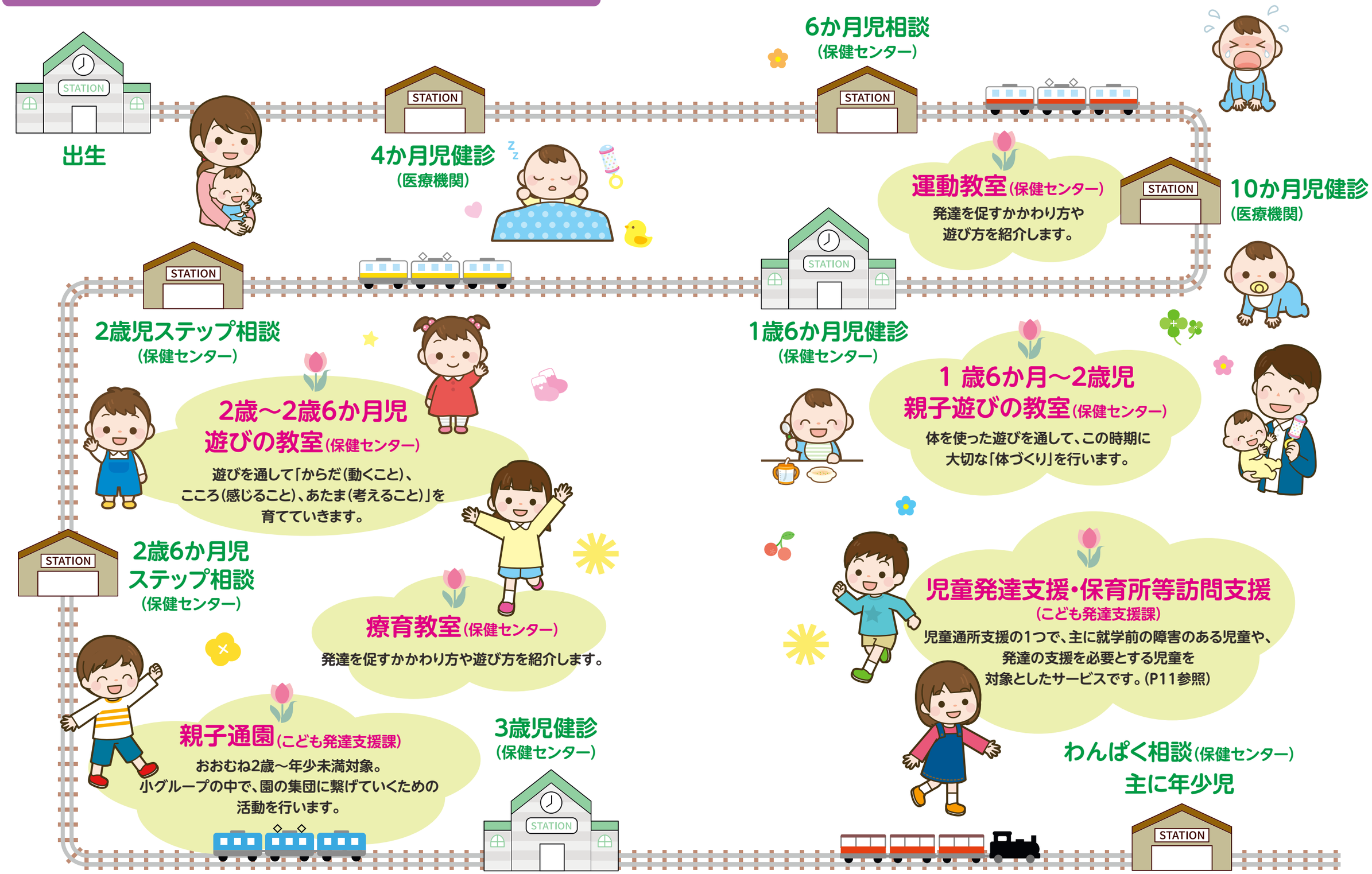

藤枝市では、就学前の発達支援も充実しています。

❖ここでいう「就園」は、小学校入学前の３年間（年少・年中・年長）に限定しております。

就園

年少

並行通園（こども発達支援課）

小グループの中で個々の発達に応じて活動に取り組み、集団生活に繋げます。

児童発達支援・保育所等訪問支援（こども発達支援課）

児童通所支援のうち、主に就学前の障害のある児童や、発達の支援を必要とする児童を対象としたサービスです。（P11参照）

年中

巡回相談（こども発達支援課）

巡回相談員が園を訪問し、お子さんの行動観察を行い、園生活をスムーズにすごせるように助言等を行う支援です。

幼児ことばの教室（教育政策課）

幼児を対象とし、ことばの相談・指導を行います。

年長

就学支援

一人一人にあった就学先を相談できます。

特別支援学校

小学校

❖藤枝市ではインクルーシブ教育を推進しております。

就学

小学校

巡回相談（教育政策課）

巡回相談員が学校を訪問し、お子さんの行動観察を行い、学校生活をスムーズに行えるようにするために助言等を行います。

特別支援学級（教育政策課）

将来の自立をめざして、個々の実態に即した課題を設定し、それに応じて学ぶ少人数の学級です。

学校巡回支援事業（こども発達支援課）

地域連携推進マネジャーが知能検査等を行った児を対象とし、学校生活をスムーズにすごせるように助言等を行う支援です。

地域連携推進マネジャーとは、発達に課題がある子どもとその家族の地域生活の向上を図り、家庭・教育・福祉をつなぐケースワーカーです。藤枝市では公認心理師が担っています。

通級指導教室（教育政策課）

〇言語通級　〇発達通級　〇LD教室

日常生活に課題を抱えている児童に適切な指導を行うことで、学校生活をスムーズにすごせるようにするための教室です。

中学校

する～ぱす（教育政策課）

友達とのコミュニケーションや気持ちのコントロールを学ぶ中学生のための支援教室です。

放課後等デイサービス（こども発達支援課）

児童通所支援の1つで、障害のある児童や、発達の支援を必要とする児童を対象に授業終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。（P11参照）

高等学校等

各種相談事業（P10参照）

大学・短大・専門学校等

大人の発達障害って何？

就労への支援

「大人になってから発達障害になる」というものではありません。進学や就職などで、人間関係や仕事につまずいたとき、初めて発達障害に気づくケースもあります。大人になってから、「自分は発達障害かもしれない」と感じたときの相談窓口や、発達障害のある人と共に働く上でのポイントを紹介しています。

政府広報
オンライン

自分に合った仕事を探す支援があります！

地域の支援機関の活用・連携

地域によっては、他にも支援機関はあります

あなたの話を聞かせてください

発達障害当事者の集い

- 静岡市を拠点とする、成人発達障害セルフヘルプグループ。テーマトークやフリートーク、また、当事者による講座など、主に参加者の経験を話し合っています。
- 浜松市を拠点とする、静岡西部発達障害自助グループ　Primo（プリモ）。発達障害ならではの生きづらさや悩みなどを開放し、情報を共有し、のんびりできる場を提供しています。（http://primo.hamazo.tv/）

NPO法人 アスペ・エルデの会

- 自閉スペクトラム症や学習症、注意欠如多動症など発達障がい児者を対象にした生涯発達支援を目的とし、本人、家族、専門家などで構成している団体です。

2. 身近な応援機関

名　称	静岡県中西部発達障害者支援センター **COCO（一般社団法人 たけのこ）**
所在地	〒427-0023 島田市大川町10-1 エフビル３階
連絡先	(0547)39-3600 (0547)39-3604
開所日時	月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く） 9:00～17:00
	アクセス JR島田駅北口から徒歩５分
どんなところ？	**～輝く暮らしと地域づくりを応援します～** ❖発達障害者支援センターは、発達障害やその疑いがある方やそのご家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、相談に応じ、支援を行う機関です。 ❖静岡県内で発達障害を診断できる医療機関を紹介しています。 **静岡県の発達障害者支援体制** 静岡県東部発達障害支援センター「アスタ」 静岡市発達障害者支援センター「きらり」 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 ■本人・家族支援 発達障害に関わるご相談、情報提供、相談支援・発達支援・就労支援 ■地域連携 ネットワークづくり、地域支援機能の育成・強化、地域力の底上げに向けた取り組み ■普及啓発 発達障害の理解や支援についての研修や啓発、社会参加 ■調査研究 職員及び機関としての専門性向上のための取り組み **就労支援の例** 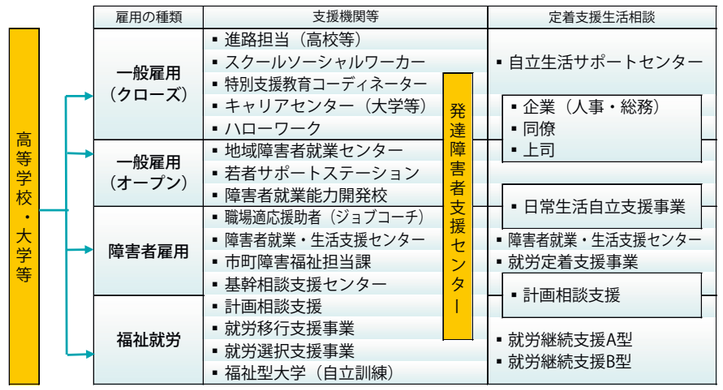

名　称	藤枝市役所　西館４階 **こども課**
連絡先	(054)643−6611
どんなところ？	❖親子が楽しみながら遊ぶ場の提供や各種イベントの実施に加え、子育てに関する相談を受け付けています。 ■地域子育て支援センター ・妊婦や子育て中の親子が遊び、交流する場所で、保育士による子育て相談も実施。市内に13か所に設置。 ・連携事業として、出張健康相談「えだっこるーむ」「まちの保健室」を実施（公立子育て支援センターのみ） ■藤枝おやこ館（BiVi藤枝２階） ・親子の遊びのスペースがあり、カウンセラーによる子育て相談（予約制）を実施。

名　称	藤枝市役所　西館４階 **こども発達支援課**
連絡先	(054)643−3343
どんなところ？	❖『その子らしさを大切にする発達応援団』をキャッチフレーズに、0〜39歳のこども・若者とそのご家族等への途切れのない発達支援を目指し、多くの専門職によるチーム支援に取り組んでいます。 ■通所給付事業 ■発達相談・検査 ■親子・並行通園事業 ■園を対象とする巡回相談 ■学校巡回支援事業 ■こどもの居場所づくり事業 ■研修（支援者向け・保護者向け）など

【所在地】
藤枝市岡出山1−1−1

藤枝市役所　西館４階　フロアマップ

名　称	藤枝市役所　西館１階 **障害福祉課**
連絡先	(054)643−3149
どんなところ？	❖障害のある方やお子様が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、地域の中で充実した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法をはじめとする各種福祉制度に基づき、総合的な支援を行っています。 ■基幹相談支援センター事業 ■障害者手帳の交付手続・医療費助成 ■補装具・日常生活用具の給付 ■各種手当の支給 ■就労継続支援 ■生活介護 ■ショートステイ　など

名　称	藤枝市役所　西館４階 **教育政策課** **（教育委員会）**
連絡先	(054)643−3135
どんなところ？	❖『子どもの笑顔につながる特別支援教育　笑顔でつながる特別支援教育』をかかげ、すべてのこども達にとって「安心して学べる環境」「わかりやすい授業」を目指しています。 ■幼児ことばの教室 ■通級指導教室・する〜ぱす ■特別支援教育支援員等の配置 ■特別支援学級 ■登校支援教室 ■巡回相談 ■特別支援教育説明会 ■就学における個別相談　など

名　称	藤枝市役所　西館４階 **こども・若者支援課**
連絡先	(054)643−7227
どんなところ？	❖子育てに関する相談や女性相談、若者相談を受け付けています。 ■児童虐待に関する相談や通報 ■こども・若者の居場所 ■子育て世帯訪問支援事業（家事支援） ■養育支援訪問 ■ひとり親家庭支援 ■思春期講座 ■若者相談（ひきこもり、不登校） ■子育て、家庭内での相談　など

こども家庭センター「えだっこサポ」

すべての妊産婦・子育て世帯・こども・若者への切れ目のない支援を実施しています。

名　称	藤枝市保健センター **こども課** **（子育て包括支援係）**
連絡先	(054)645−1111
どんなところ？	❖妊娠期から乳幼児期、児童・青少年期まで切れ目のない子育て支援体制を整え、こどもの健やかな成長を支えることを目指しています。 ■健康相談 （発育・発達・子育て・保護者の健康など） ■乳幼児健診 （１か月児・４か月児・６か月児相談・10か月児・１歳６か月児・３歳児） ■療育相談 ■療育教室（１歳から３歳）など 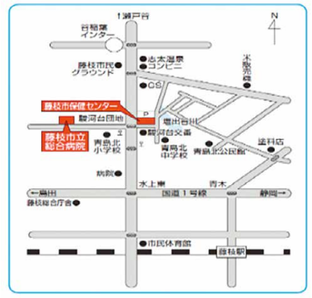

名　称	児童発達支援センター **ガゼルの森** **（支援部）**
連絡先	(054)644−2533
開所日時	月〜金曜日（祝日・お盆・年末年始休み） 9:00〜15:00
センターとは？	❖児童発達支援センターは民間の児童福祉施設で、地域の中核的な役割を果たすため、障害児の通所施設としての専門性を活かした支援を行っています。 ■地域の事業所の支援技術の向上　■質の向上のための研修会 ■地域のインクルージョンの推進　■地域の発達支援に関する相談
どんなところ？	❖原則、支援部への通園は毎日です。小集団の中で、自立するために必要な技能や知識の習得や、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応するためのコミュニケーション能力を培うことを目的に、さまざまな活動に取り組みます。 ❖家庭での様子なども共有させていただき、ガゼルの森と家庭との両輪でお子さまの成長をサポートします。 【所在地】藤枝市城南1-5-5

3. ご家族のみなさまへ

発達段階に応じた相談支援

乳幼児相談（保健センター）
お子さんの発育発達や子育て、保護者の方の健康などに関する相談を受けています。

発達相談（こども発達支援課）
概ね３歳～18歳までの、発達に関する多様な相談を受けています。

巡回相談（こども発達支援課）
幼稚園・保育園・認定こども園に通うお子さんの、園での様子に関する相談を受けています。

巡回相談（教育政策課）
小・中学校に通うお子さんの、学校での様子に関する相談を受けています。

こどもの育ちや暮らしの安定

ペアレント・プログラム
お子さんの「行動」を客観的に理解する方法を学び、楽しい子育てに繋がるポイントについて考えます。

ペアレント・トレーニング
お子さんの困った行動に対して、どのように関わっていけばよいのか考え、家庭での実践方法を学びます。

親塾
発達に課題のあるお子さん（幼児期～学齢期）に対する家庭内での支援について学ぶ研修会を開催しています。

ペアレントの集い
ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングに参加した保護者の方とペアレント・メンターとの交流会

各種講座

発達障害やその支援について学ぶことができる講座を開催しています。

出前講座（生涯学習課）
行政の取り組みや身近な生活に関わる問題について講師が出向きます。発達障害の理解のための講座もあります。

福祉教育・福祉講座（社会福祉協議会）
福祉教育の講座や各種の体験学習を学校で実施し、児童・生徒の地域福祉への理解と関心を高めています。

大人のための福祉講座（社会福祉協議会）
地域福祉の関わるさまざまな講座を開催しています。

発達障害の理解・促進

発達障害啓発事業（こども発達支援課）
世界自閉症啓発デー（4/2）に合わせ、公共施設等のブルーライトアップや図書館での展示など、発達障害に対する理解を深める活動を行っています。

ともフェス（障害福祉課）
障害の有無に関わらず、みんなが笑顔でともに暮らす“共生社会”実現に向けたイベントを開催しています。

国立障害者リハビリテーションセンター

発達障害情報支援センター
発達障害に関する最新情報や、外国人保護者向けの情報（発達障害に関する外国語パンフレット）を発信しています。

発達障害ナビポータル
ライフステージ別の悩み事について検索できるポータルサイトを発信しています。

4. 児童通所支援とは

児童福祉法にもとづく、障害のある児童や、発達の支援を必要とする児童を対象とした有料のサービスです。

サービス名	サービスの内容
児童発達支援 （未就学児対象）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および、集団生活への適応訓練等を行うもの
医療型 児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行うもの
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行うもの
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・認定こども園などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うもの
放課後等デイサービス （学齢児対象）	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な療育を行うもの

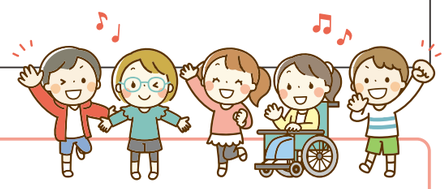

※ご留意いただくこと

- 児童通所支援は、こどもに対して**療育を行う場**となっています。学童保育（放課後児童クラブ）や保育園の一時預かりとは異なり、**単なる預かりの場ではありません**。家族の一時的な休息を目的とする場合や緊急時の場合には、保育園の一時預かりや、日中一時支援・短期入所（ショートステイ）などが対象のサービスとなります。

- 新一年生の放課後等デイサービスの利用については、基本的に入学式以降の利用開始になります。また、特別支援学校では入学後、学校への適応を優先するため、4月後半からの利用開始を推奨しております。

5. 対象児童と利用できる日数について

サービスの利用対象となる児童

❶ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所有している児童

❷ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当などを受けている児童

❸ 医師による意見書により、療育の必要性が判断できる児童
※診断（身体障害、知的障害、発達障害など）を受けている児童を含む

❹ 保健センターの療育教室（つばめっこ教室、2・3歳児対象）において、支援の必要性が認められた児童

利用できる日数

サービス名	支給量		備考
児童発達支援	2歳未満 ④の対象児	5日／月 （週1日）	ご家族の状況やご本人の療育の必要性により日数が変わる場合があります。
	2歳以上	10日／月 （週2日）	
保育所等訪問支援	1日／月		ただし、左記日数をこえる支給量が必要と判断される場合には、2日／月の支給が可能です。
放課後等 デイサービス	通常学級：5日／月（週1日） 特別支援学級：15日／月（週3日） 特別支援学校：最大日数（週5日）		ご家族の状況やご本人の療育の必要性により日数が変わる場合があります。

6. サービス利用にかかる費用について

保護者の方にかかる負担額は『世帯の収入』によって決まります。

また、負担額は月ごとに上限額があり、下表のとおり、3段階に分かれています。

なお、**無償化対象児童**等や負担額上限が0円であることに関係なく、事業所ごとの食事代、外出にかかる費用などは支払う必要があります。

3歳・4歳・5歳は無償化対象児童！

満3歳になって最初の4月1日から小学校入学までの3年間は無償となります。
保育所・幼稚園・認定こども園などに通いながらサービスを利用する場合も、ともに無償となります。

区分	負担上限月額	食事減免
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円	あり
市民税所得割が28万円未満の世帯	4,600円	あり
市民税所得割が28万円以上の世帯	37,200円	なし

多子軽減措置

市民税課税世帯のうち、利用するお子さんに未就学の兄姉がいる場合など、条件によっては多子軽減措置が適用されます。負担額の割合については右表のとおりです。

第1子	10／100
第2子	5／100
第3子	無償

利用者負担上限額管理について

▶ 複数の事業所を利用する場合は、負担上限月額を管理する事業所（利用者負担上限額管理事業所）が、負担額の調整を行います。

～例えば～

①ひと月に複数の事業所からサービス受け、利用料金の自己負担額が負担上限月額を超える可能性がある場合

②同一世帯に放課後等デイサービス等※を利用するお子さんが複数おり、複数の事業所を利用している。かつ、合算した利用料金の自己負担額が負担上限月額を超える可能性がある場合

※児童発達支援等において、無償化対象とならない幼児も含む。

▶ 利用者負担上限額管理者を定めるには、こども発達支援課に「届出」を提出する必要がありますが、以下の場合は不要です。

- 負担上限月額が０円の保護者
- 幼保無償化の対象児童がいる保護者
- 第３子軽減の対象児童がいる保護者

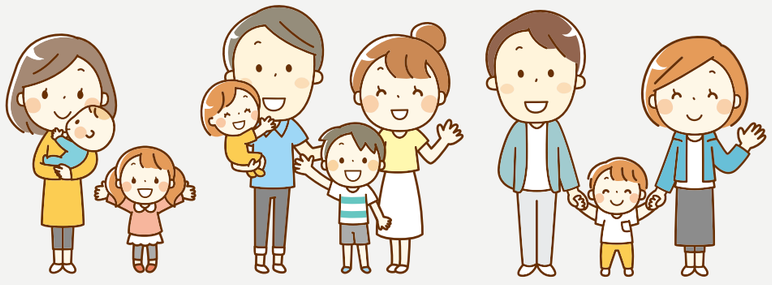

7. 申請前の準備と申請に必要なもの

申請前

- 意見書が必要なお子さんはご準備ください。
- 希望する事業所の見学をしてください。

※市内の事業所は巻末の各事業所一覧を参照してください。

申請の予約

- 必ずお電話または予約フォーム（更新時のみ）にて予約したうえでお越しください。
- 来所希望日の1週間前までにお願いいたします。

申請・手続きができるのは原則、保護者の方となります。

申請時の持ち物 保護者関係

- 申請者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 父親を申請者として母親が手続きをする場合などは、手続きをされる方の身分証明書（運転免許証など）
- 所得課税証明書（市外から転入の場合等）

申請時の持ち物 こども関係

- サービスを利用する児童のマイナンバーカードまたは通知カード
- 対象児童であることを証明する書類（手帳、意見書など）
- サポートファイル（お持ちの方のみ）

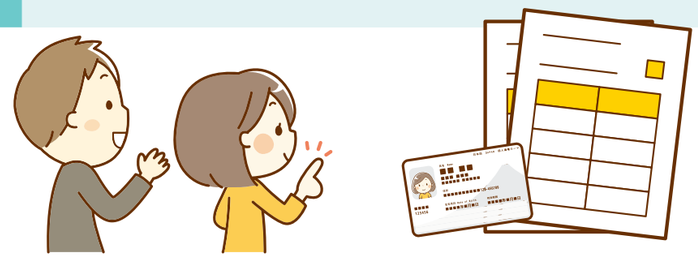

8. サービスを利用するまでの流れ

児童通所支援を利用するためには、藤枝市への申請が必要です。通所受給者証の発行手続きをします。
ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。

※Ｐ15（7．申請に必要なものと申請前の準備）をご確認ください。

① 申請（要予約）

保護者の方が申請用紙に必要事項を記入して、こども発達支援課に提出します。

② 児童支援利用計画案の作成依頼

申請のあと、保護者の方が相談支援事業所と連絡を取り、「児童支援利用計画案（障害児支援利用計画　以下:計画案)」の作成を依頼します。

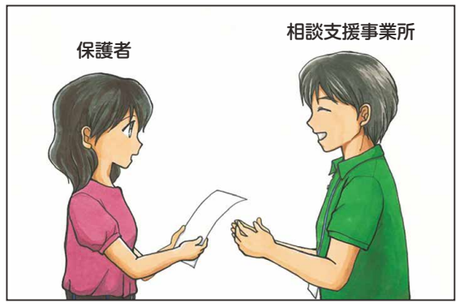

③ 面接

相談支援事業所が、計画案作成のために家庭訪問による面接をおこないます。

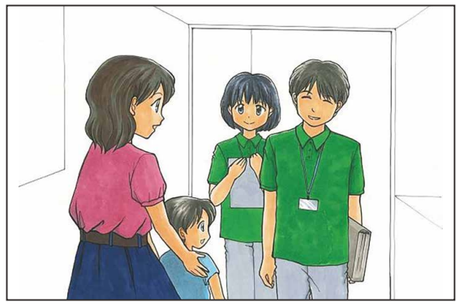

④ 計画案の作成・提出

計画案がこども発達支援課に提出されると、支給についての検討が始まります。

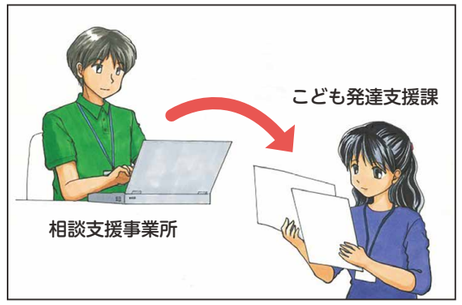

⑤ 支給決定

計画案をもとに、支給量などが決定します。支給決定すると、「通所受給者証」が交付されます。

⑥ サービス担当者会議

保護者同席のもと、相談支援事業所がサービス担当者会議を開いて、関係機関で連絡調整をおこないます。

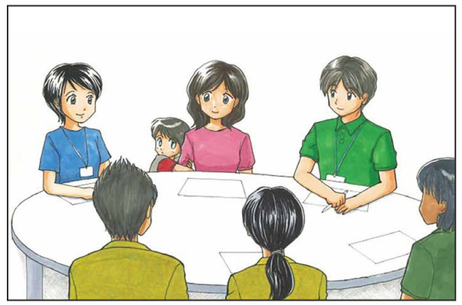

⑦ サービス提供事業所と契約＆サービス利用開始

サービス提供事業所と契約をむすび、サービスの利用が始まります。

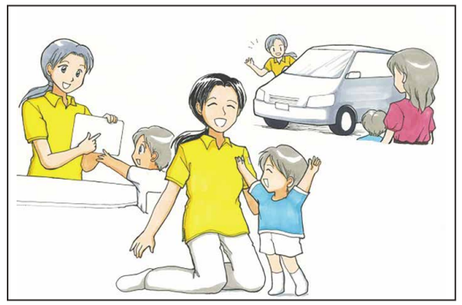

⑧ モニタリング

モニタリングとは、サービスの利用状況などについての聞き取り調査です。
通所受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、相談支援事業所がおこないます。

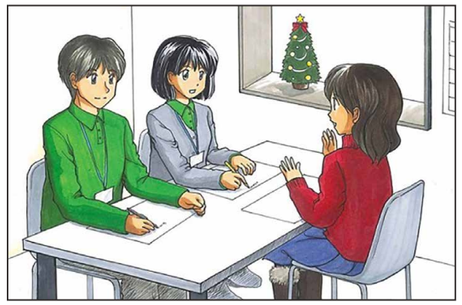

9.支援計画の共有について

学校や事業所で作成される支援計画を共有することで、学校と放課後等デイサービス事業所と相談支援事業所とが連携し、より一貫性のある支援を目指します。

支援計画名	作成機関	概要
個別の教育支援計画	学校	特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズ、長期的視点に基づいた支援目標や内容、関係機関などを記載した計画
児童支援利用計画（障害児支援利用計画）	相談支援事業所	児童通所支援を利用する際に、児童の困りごとや将来の目標を踏まえ、適切な福祉サービスの組み合わせを具体的に検討して作成する総合的な支援計画
放課後等デイサービス計画（個別の支援計画）	放課後等デイサービス事業所	児童支援利用計画を踏まえ、利用者の意向やアセスメントを基に、長期目標・短期目標・具体的な支援内容などを記載した計画

支援計画共有の手順

① 保護者が学校や事業所に支援計画の共有の希望を伝える。

② 学校や事業所から複写（コピー）を受け取り、それを「サポートファイルそらいろ」にはさむ。

③ 保護者が「サポートファイルそらいろ」を各機関へ提示する。